

ID: 241

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	名寄市飲料水供給施設条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第216号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (許可の取消し)  第8条 市長は、利用者が次の各号に該当するときは、給水の許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給水許可の条件に違反したとき。</li> <li>(2) 第12条に規定する給水装置の管理者として不相当と認められたとき。</li> <li>(3) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日